



2023年5月12日

各 位

会社名 株式会社 極 洋
代表者名 代表取締役社長 井上 誠
(コード：1301、東証プライム市場)
問合せ先 常務取締役経営管理部長 檜垣 仁志
(TEL. 03-5545-0703)

業績連動型の株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2017年6月27日開催の第94回定時株主総会にてご承認いただき導入しております当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の一部改定に関する議案（以下、「本議案」という。）を、2023年6月27日開催予定の第100回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 本制度の一部改定について

当社は、2017年6月27日開催の第94回定時株主総会においてご承認いただき、本制度を導入しております。今般、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識をより一層高めることを目的として、本制度を対象者の追加等一部改定することといたします。なお、従前の本制度の内容につきましては、2017年5月11日に公表しております「業績連動型の株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(主な改定項目)

改定後の本制度の詳細は、「2. 改定後の本制度の概要」をご参照ください。

項目	改定前	改定後
対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）	当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）および執行役員（国内非居住者を除く。） (以下、併せて「対象取締役等」という。)

当社が拠出する金銭の上限	対象期間ごとに 150 百万円	1 事業年度あたり 100 百万円（うち、取締役分として 90 百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額。なお、当初対象期間である 2 事業年度に対しての上限は、200 百万円とします（うち、取締役分として 180 百万円）。
対象取締役等へ給付される当社株式数の上限	対象期間ごとに 50,000 株	1 事業年度あたり 20,000 株（うち、取締役分として 18,000 株）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた株数。なお、当初対象期間である 2 事業年度に対しての上限は 40,000 株とします（うち、取締役分として 36,000 株）。

2. 改定後の本制度の概要

(1) 概要

本制度は、当社が信託に対して金銭（その上限は下記（6）のとおりとします。）を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて対象取締役等に対して、当社が定める対象取締役等に対する株式給付規程（以下、「株式給付規程」という。）に従って、業績達成度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、対象取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任時となります。

(2) 対象者

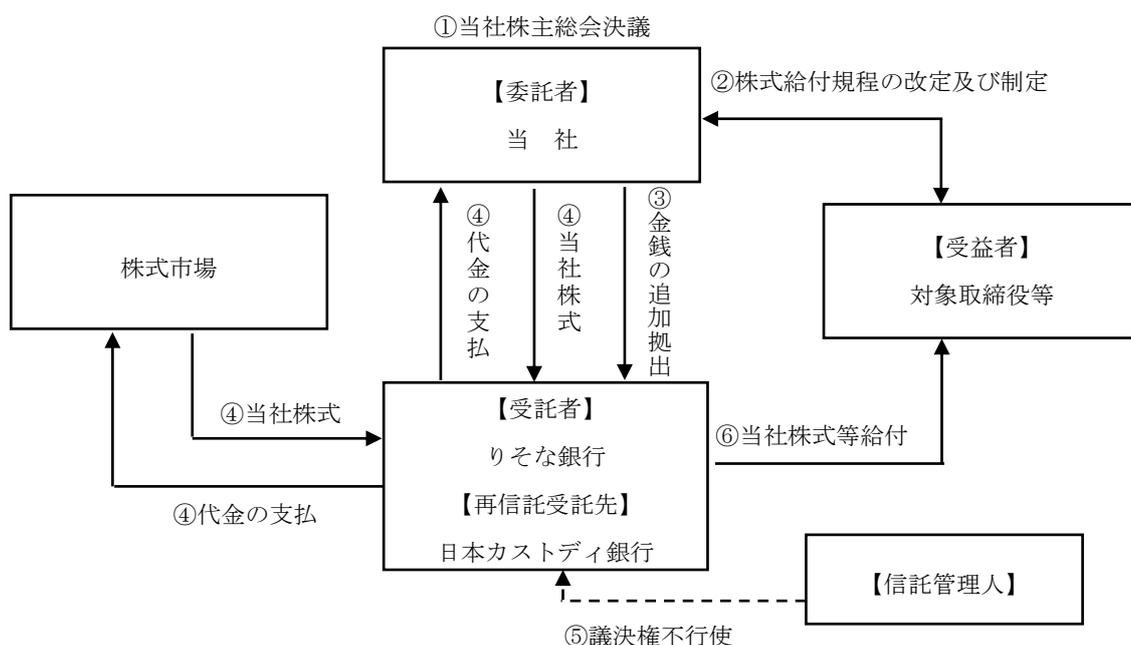
対象取締役等とします。

(3) 対象期間

原則、3 事業年度ごとの期間（以下、「対象期間」という。）とします。ただし、本制度改定後の当初の対象期間は、2024 年 3 月末日で終了する事業年度から 2025 年 3 月末日で終了する事業年度までの 2 事業年度（以下、「当初対象期間」という。）とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営しております。



- ① 当社は本制度の一部改定に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は取締役会において、取締役に対する株式給付規程の改定及び執行役員に対する株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は上記①の本株主総会及び取締役会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出します。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 対象取締役等に対して、信託期間中、上記②の株式給付規程の定めにより、業績達成度に応じて、ポイントが付与されます。退任時等、株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。ただし、対象取締役等が株式給付規程の定める要件を満たす場合にはポイントの一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

(5) 信託期間

2017年8月21日から本信託が終了するまでとします（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとしたします。）。

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとしたします。

(6) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく対象取締役等への給付を行うための株式の取得資金として、1事業年度あたり100百万円（うち、取締役分として90百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（当初対象期間である2事業年度については200百万円（うち、取締役分として180百万円）。）を上限とする金銭を拠出いたします（注）。

なお、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が200百万円となる範囲内で取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、1事業年度あたり100百万円（うち、取締役分として90百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（対象期間である3事業年度については300百万円（うち、取締役分として270百万円）。）を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で対象取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上記の上限額の範囲内とします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(7) 信託による当社株式の取得方法および取得時期

本信託による当社株式の取得は上記（6）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

(8) 対象取締役等へ給付される当社株式数の上限

対象取締役等には、各事業年度に関して、株式給付規程で定めております各事業年度における役位および業績達成度（※）に応じたポイントが付与されます。付与されたポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株に換算され、当初対象期間に対応する本制度に基づく対象取締役等に給付される当社株式数の合計は、1事業年度あたり20,000株（うち、取締役分として18,000株）に当初対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数（当初対象期間である2事業年度については40,000株（うち、取締役分として36,000株））を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましては、1事業年度のポイント上限に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた株数（対象期間である3事業年度については60,000株（うち、取締役分として54,000株））を上限とします。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われ

た場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

※ 業績達成度を評価する指標は、連結売上高及び連結営業利益とし、業績達成度に応じて変動するものとします。

(9) 対象取締役等への当社株式給付時期

原則として、対象取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、対象取締役等が死亡又は海外赴任等により国内非居住者となることが決定した等の場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(10) 信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることとなります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する対象取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

【本信託の概要】

- (1) 名称 : 役員向け株式給付信託
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : 株式会社りそな銀行
株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、
株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 対象取締役等のうち、受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- (7) 本信託契約の締結日 : 2017年8月21日
- (8) 変更契約日 : 2023年8月（予定）
- (9) 信託の期間 : 2017年8月21日から本信託が終了するまで
（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託
は継続するものとします。）

以上